

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援 特別給付金（その他世帯分）の給付について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとなりました。

●**対象者**（①、②の両方に当てはまる方）※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く

- ①平成15年4月2日以降（特別児童扶養手当の対象児童については平成13年4月2日以降）、令和4年2月末までに生まれた児童を養育する父母等
- ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方
または、令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●**給付額** 児童1人あたり 一律5万円

●**給付金の支給手続き**

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

⇒**申請不要**です。令和3年7月上旬に、給付金の対象となった旨を通知します。

支給を希望しない場合や児童手当等振込指定口座が使用できない場合のみ手続きをしてください。

II. 上記I以外の方（高校生のみ養育していて非課税の方、収入が急変した方など）

⇒**申請が必要**です。7月12日(月)から受付を開始します。

申請書は7月12日(月)以降に窓口でお渡し又は郵送にて送付いたします。

下記までご連絡ください。

鏡野町役場ホームページに本給付金について詳細な情報を掲載する予定ですので、ご確認ください。

申請受付締切

令和4年2月28日(月) 必着

※出生等により、児童が新たに令和4年3月分の児童手当や特別児童扶養手当の対象となった場合は令和4年3月15日(火)まで受付

※窓口での受付は、土・日・祝日・年末年始を除く 平日8:30～17:15

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：芦田
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2981